

第72回 定時株主総会 招集ご通知

＜新型コロナウイルス対応に関するお知らせ＞

新型コロナウイルスの感染が拡大しております。感染予防の観点から、**株主総会へのご来場は極力お控えいただき、書面（郵送）又はインターネット等による議決権の事前行使をご検討下さいますようお願い申し上げます。**

当日ご出席の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。当日会場において、当社スタッフのマスク着用、アルコール消毒、体調不良と思われる株主様への入場のお断り等、感染防止のためのご協力をお願いする場合がありますので、ご理解下さいますようお願い申し上げます。

感染予防の観点から、会場内は座席の間隔を広げて座席数を減らすとともに、議事の時間を短縮し、議場での報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。事前に招集通知をご高覧いただきますようお願い申し上げます。

今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.tadano.co.jp/>) においてお知らせいたします。

開催日時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所 香川県高松市木太町2191番地1
高松国際ホテル 新館2階 瀬戸の間

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役4名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目次

第72回 定時株主総会招集ご通知	01
株主総会参考書類	05
事業報告	24
連結計算書類	41
個別計算書類	43
監査報告書	45

株主各位

香川県高松市新田町甲34番地
株式会社 タダシ
代表取締役社長 多田野 宏一

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、議決権行使書用紙の郵送又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3頁～4頁）に沿って、2020年6月24日（水曜日）午後5時25分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 香川県高松市木太町2191番地1
高松国際ホテル 新館2階 瀬戸の間

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第72期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第72期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役4名選任の件
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙に、議案に対する賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。
- (2) 株主総会にご出席いただけない場合には、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以 上

-
- ◎ 当日、ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日は軽装（クールビズ）で対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.tadano.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付していません。
 - ① 事業報告 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
 - ② 事業報告 株式会社の支配に関する基本方針
 - ③ 連結計算書類 連結株主資本等変動計算書及び注記
 - ④ 計算書類 株主資本等変動計算書及び注記従って、本招集ご通知の提供書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であり、また、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類又は計算書類の一部であります。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.tadano.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出下さい。
(当日ご出席の場合は、郵送〔議決権行使書〕又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。)

株主総会開催日時 2020年6月25日(木曜日) 午前10時

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。

議決権行使期限 2020年6月24日(水曜日) 午後5時25分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンから議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

議決権行使期限 2020年6月24日(水曜日) 午後5時25分まで

詳細は次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。>>>

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部** (以下) までお問い合わせ下さい。

議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)

【機関投資家の皆様へ】

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予めお申込された場合に限り、株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力下さい。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。
- また、議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用できませんのでご了承下さい。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は2020年6月24日(水曜日)午後5時25分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- (ご注意)
- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
 - ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続き下さい。
 - ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

以上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては、株主に対する安定的な利益還元を継続することを基本とし、財務体質の健全性、連結業績及び配当性向等を総合的に勘案のうえで決定することとしております。

内部留保は、「LE(Lifting Equipment)世界No.1」を目指し、「四拍子そろったメーカー（商品力・製品品質・部品を含めたサービス力・中古車価値）」として成長していくための投資等に充当し、持続的成長と企業価値向上を図ってまいります。

当期の業績及び今後の経営環境を勘案し、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきます。存じます。

【期末配当に関する事項】

1

配当財産の種類
金銭といたします。

2

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 14円

(普通配当13円、創業100周年記念配当1円)

総額 1,772,818,166円

なお、中間配当金14円と合わせ、年間配当金は前期よりも2円増配の1株につき28円となります。

3

剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月26日（金曜日）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

2017年6月27日開催の当社第69回定時株主総会において、継続することをご承認いただきました「当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の有効期間は、本定時株主総会終結の時までとされております。

当社は、2008年の買収防衛策の導入以降も、中期経営計画の着実な実行による企業価値の最大化、コーポレートガバナンスの強化に積極的に取り組んでまいりました。本定時株主総会終結の時をもって本プランの有効期間の満了を迎えるにあたり、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益の確保の観点から、機関投資家をはじめとする株主の皆さまの声も参考にしつつ今後の本プランの取扱いについて慎重に検討してまいりました。その結果、買収防衛策の最近の動向、金融商品取引法による大規模買付行為に関する規制が浸透し、株主の皆さまが適切な判断をするための必要な情報や時間を確保する本プランの導入目的が一定程度担保されるようになったこと等を踏まえ、当社グループの企業価値向上や株主共同の利益の確保・向上の観点で、本プランの必要性が相対的に低下したものと判断し、2020年4月28日開催の当社取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって、本プランを継続せず、廃止することといたしました。

よって、本プランに関する現行定款第16条を削除するものであります。また、条文の削除に伴い、条数の繰り上げを行うものであります。

なお、本定款変更につきましては、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(買収防衛策の導入等)</p> <p>第16条 <u>買収防衛策の導入、継続、変更および廃止は、取締役会のほか、株主総会の決議においても決定することができる。</u></p> <p><u>買収防衛策の導入、継続、変更および廃止とは、当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するため、当会社の株券等の大規模買付行為等に関して、当該買付行為等を行う者が遵守すべき手続およびこれに違反する者に対する対抗措置等を当社が定めること、その適用を継続すること、その内容を変更することおよびその適用を廃止することをいう。</u></p> <p>第17条～第48条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第16条～第47条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会においてより多面的な視点で議論を活発化させるとともに、コーポレートガバナンス体制を強化するため社外取締役を1名増員し、社外取締役3名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役会は、取締役候補者の選任にあたり、公正性及び透明性の確保に資するため事前に、半数以上が社外取締役・社外監査役で構成される指名報酬諮問委員会に諮問したうえで、取締役候補者を決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	ただの 多田野 宏 一 再任	代表取締役社長 技術研究部門統括	21回／21回 (100%)
2	おく やま たまき 奥 山 環 再任	取締役執行役員専務 SVE推進部門・インド事業部門統括、開発部門担当	21回／21回 (100%)
3	うじ いえ とし あき 氏 家 俊 明 再任	取締役執行役員専務 企画管理部門・グローバル事業推進部門統括	16回／16回 (100%)
4	よし だ やす ゆき 吉 田 康 之 再任 社外 独立役員	取締役	21回／21回 (100%)
5	の ぐち よし のり 野 口 由 典 再任 社外 独立役員	取締役	16回／16回 (100%)
6	さわ だ けん いち 澤 田 憲 一 新任	執行役員常務 欧州事業部門担当	—
7	むら やま しょう さく 村 山 昇 作 新任 社外 独立役員	—	—

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立役員 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

(注) 取締役 氏家俊明、野口由典の両氏は、2019年6月25日開催の第71回定時株主総会において選任され就任いたしましたので、2019年6月25日以降に開催された取締役会への出席状況を記載しております。



候補者番号

1

ただのこういち
多田野 宏 一

(1954年7月3日生)

再任

取締役会への出席状況 21回/21回 (100%)

所有する当社株式の数 282,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月 丸紅株式会社入社
1988年6月 当社入社
1991年6月 社長室長
1997年1月 ファウン GmbH (現: タダノ・ファウン GmbH) 取締役社長
1997年6月 取締役
1999年4月 取締役、執行役員常務
2001年4月 取締役、執行役員専務
2002年4月 代表取締役、執行役員専務
2003年6月 代表取締役社長
2019年6月 代表取締役社長、技術研究部門統括 (現任)
(重要な兼職の状況)
一般財団法人多田野奨学会理事長

取締役候補者とした理由

多田野宏一氏は、当社の代表取締役社長に就任以来、それまでの豊富な経験を活かしつつ、経営の中枢において強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの長期的成長に力を尽くしてきました。今後さらに、当社グループを成長させていくために重要な役割を果たすものと判断し、取締役候補者いたしました。



候補者番号

2

おく やま
奥 山

たまき
環 (1954年5月10日生)

再任

取締役会への出席状況 21回/21回 (100%)

所有する当社株式の数 87,900株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 当社入社
2000年10月 設計第一部長
2004年1月 ファウンGmbH (現:タダノ・ファウンGmbH) 取締役
2008年4月 執行役員
2011年4月 執行役員常務
2011年6月 取締役、執行役員常務
2017年4月 取締役、執行役員専務
2019年7月 取締役、執行役員専務、SVE推進部門・インド事業部門統括、開発部門担当
(現任)

取締役候補者とした理由

奥山環氏は、生産、品質安全及び開発部門などの部門統括や担当として幅広い役割を担い、これら分野の豊富な経験と高い見識を有しており、今後さらに、当社グループを成長させていくために重要な役割を果たすものと判断し、取締役候補者といたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書



候補者番号

3

うじ いえ とし あき
氏 家 俊 明

(1961年8月29日生)

再任

取締役会への出席状況 16回/16回 (100%)

所有する当社株式の数 20,200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 丸紅株式会社入社
2009年4月 同社建設機械部長
2013年4月 同社経営企画部長
2014年4月 同社執行役員
2017年4月 同社常務執行役員
2018年4月 同社常務執行役員、輸送機グループCEO
2019年4月 当社入社企画管理部門付顧問
2019年6月 取締役、執行役員専務
2020年4月 取締役、執行役員専務、企画管理部門・グローバル事業推進部門統括（現任）

取締役候補者とした理由

氏家俊明氏は、丸紅株式会社において長年にわたって建設機械部門に携わり、国内外の建設機械分野の豊富な経験と高い見識を有しており、今後さらに、当社グループを成長させていくために重要な役割を果たすものと判断し、取締役候補者いたしました。



候補者番号

4

よし だ やす ゆき
吉 田 康 之

(1947年8月23日生)

再任

社外

独立役員

取締役会への出席状況 21回/21回 (100%)

所有する当社株式の数 20,700株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年4月 株式会社三菱総合研究所入社
2002年10月 同社参与
2007年10月 株式会社日建設計総合研究所入社、上席研究員
2008年1月 同社常務理事、上席研究員
2008年6月 当社取締役 (現任)
2009年3月 株式会社日建設計総合研究所取締役、常務理事、副所長
2019年6月 飯野海運株式会社社外取締役 (現任)
(重要な兼職の状況)
飯野海運株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

吉田康之氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、シンクタンクで培った豊富な知識と経験を当社経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書



候補者番号

5

の ぐち よし のり
野 口 由 典

(1954年9月30日生)

再任

社外

独立役員

取締役会への出席状況 16回/16回 (100%)

所有する当社株式の数 5,600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月 日野自動車工業株式会社（現：日野自動車株式会社）入社
2004年6月 日野自動車株式会社執行役員業務部部长
2010年6月 同社常務執行役員
2014年4月 同社専務役員北米事業統括
2018年4月 同社執行役員副社長北米事業統括
2019年4月 当社顧問
2019年6月 取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

野口由典氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、企業経営に関する豊富な知識と経験を当社経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。なお、同氏は当社の取引先である日野自動車株式会社の出身ですが、上記独立性判断基準に照らし、直近の3事業年度において、同社との取引の規模は、それぞれの年間連結売上高の1%未満であります。



候補者番号

6

さわ だ けん いち
澤 田 憲 一

(1966年5月3日生)

新任

取締役会への出席状況 ー

所有する当社株式の数 30,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年12月 当社入社
2004年4月 タダノ・アメリカCorp.取締役社長
2008年4月 執行役員
2017年4月 執行役員常務
2017年7月 執行役員常務、欧州事業部門担当、タダノ・ファウンGmbH取締役社長
2020年4月 執行役員常務、欧州事業部門担当（現任）

取締役候補者とした理由

澤田憲一氏は、米州事業、欧州事業、CS、ICT部門などの部門担当として幅広い役割を担い、これら分野の豊富な経験と高い見識を有しており、今後さらに、当社グループを成長させていくために重要な役割を果たすものと判断し、取締役候補者いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書



候補者番号

7

むら やま しょう さく
村 山 昇 作

(1949年9月21日生)

新任

社外

独立役員

取締役会への出席状況

—

所有する当社株式の数

5,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年4月 日本銀行入行
1981年2月 同行ニューヨーク事業所エコノミスト
1994年11月 同行高松支店長
1998年6月 同行調査統計局長
2002年3月 帝國製菓株式会社代表取締役社長
2011年6月 iPSアカデミアジャパン株式会社代表取締役社長
2014年6月 東邦ホールディングス株式会社社外取締役（現任）
2014年7月 株式会社iPSポータル代表取締役社長（現任）

（重要な兼職の状況）

東邦ホールディングス株式会社社外取締役、株式会社iPSポータル代表取締役社長、一般社団法人天体望遠鏡博物館代表理事

社外取締役候補者とした理由

村山昇作氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、経済、金融及び企業経営に関する豊富な知識と経験を当社経営に活かしていただくため、社外取締役候補者いたしました。当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 取締役候補者 多田野宏一氏は、一般財団法人多田野奨学会の理事長を務めております。当社と一般財団法人多田野奨学会とは、不動産の賃貸借取引を行っております。
その他の取締役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 吉田康之、野口由典、村山昇作の各氏は社外取締役の候補者であります。
また、吉田康之氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。野口由典氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
社外取締役候補者 吉田康之、野口由典の両氏につきましては、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、原案どおり選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。また、社外取締役候補者 村山昇作氏が原案どおり選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 北村明彦、三宅雄一郎の両氏は任期満了となり、監査役 児玉義人氏は辞任されます。

つきましては、監査体制及びコーポレートガバナンス体制の強化のため社外監査役を1名増員し、監査役4名の選任をお願いするものであります。

取締役会は、監査役候補者の選任にあたり、公正性及び透明性の確保に資するため事前に、半数以上が社外取締役・社外監査役で構成される指名報酬諮問委員会に諮問したうえで、監査役候補者を決定しております。

なお、北村明彦、三宅雄一郎、鈴木久和の各氏の任期は、第76回定時株主総会終結の時までとなります。西陽一郎氏は監査役 児玉義人氏の補欠として選任をお願いするものでありますので、任期は第74回定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	取締役会出席状況	監査役会出席状況
1	きたむらあきひこ 北村明彦 再任	常勤監査役	21回/21回 (100%)	14回/14回 (100%)
2	みやけゆういちろう 三宅雄一郎 再任 社外 独立役員	監査役	21回/21回 (100%)	13回/14回 (92%)
3	にしゆういちろう 西陽一郎 新任	取締役執行役員常務 購買部門・品質安全部門・タイ事業部門・中国事業部門統括、生産部門担当	21回/21回 (100%)	—
4	すずきひさかず 鈴木久和 新任 社外 独立役員	顧問	—	—

再任 再任監査役候補者 新任 新任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立役員 東京証券取引所の定めに基づく独立役員



候補者番号

1

きた むら あき ひこ
北 村 明 彦

(1959年10月14日生)

再任

取締役会への出席状況 21回/21回 (100%)

監査役会への出席状況 14回/14回 (100%)

所有する当社株式の数 9,200株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1982年4月 日産自動車株式会社入社

2008年4月 同社事業収益管理部担当部長

2008年9月 当社入社

2008年12月 企画管理部部長 (経理・財務担当)

2011年4月 執行役員

2012年4月 執行役員、企画管理部門担当

2015年1月 執行役員、欧州事業部門担当補佐、タダノ・ファウン GmbH取締役副社長

2017年4月 監査役室顧問

2017年6月 常勤監査役 (現任)

監査役候補者とした理由

北村明彦氏は、当社において企画管理部門担当執行役員を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、当社のドイツ子会社 (タダノ・ファウン GmbH) の取締役副社長として経営全般に携わり、海外での豊富な知識と経験を有していることから、監査役候補者といいたしました。



候補者番号

2

み やけ ゆう いち ろう
三 宅 雄 一 郎

(1947年8月8日生)

再任

社外

独立役員

取締役会への出席状況 21回/21回 (100%)

監査役会への出席状況 13回/14回 (92%)

所有する当社株式の数 29,500株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1972年4月 弁護士登録（現在に至る）

1972年4月 三宅法律事務所入所（現在に至る）

1998年6月 住友大阪セメント株式会社社外監査役

1999年6月 山洋電気株式会社社外取締役（現任）

2000年11月 株式会社東京個別指導学院社外監査役

2003年6月 新電元工業株式会社社外監査役（現任）

2006年8月 旭化成株式会社社外監査役

2008年6月 当社監査役（現任）

2014年6月 旭有機材工業株式会社（現：旭有機材株式会社）社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

弁護士（三宅法律事務所代表）、山洋電気株式会社社外取締役、新電元工業株式会社社外監査役、旭有機材株式会社社外取締役

社外監査役候補者とした理由

三宅雄一郎氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、また過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的見地及び企業法務に関する豊富な知識と経験を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役候補者といたしました。当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。なお、当社は、同氏の重要な兼職先である三宅法律事務所に所属する、同氏以外の弁護士より法律上のアドバイスを受けていますが、報酬額は300万円未満と僅少であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書



候補者番号

3

にし
西

よう いち ろう
陽一朗

(1956年2月24日生)

新任

取締役会への出席状況 21回/21回 (100%)

監査役会への出席状況 —

所有する当社株式の数 42,200株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1976年4月 ヤンマーディーゼル株式会社 (現：ヤンマー株式会社) 入社

2005年4月 同社開発本部トラクタ開発部第1技術部部长

2007年1月 ヤンマー農機株式会社 (現：ヤンマー株式会社) トラクタ事業本部開発部第3
開発グループ部長

2008年6月 同社トラクタ事業本部開発部製品技術部長

2008年9月 当社入社

2009年1月 開発企画部長

2009年4月 執行役員

2011年4月 執行役員常務

2011年6月 取締役、執行役員常務

2019年8月 取締役、執行役員常務、購買部門・品質安全部門・タイ事業部門・中国事業部
門統括、生産部門担当 (現任)

監査役候補者とした理由

西陽一朗氏は、開発、生産及び品質安全部門などの部門統括や担当として幅広い役割を担い、これら分野の豊富な経験と高い見識を有していることから、幅広い視野に基づく監査が期待できると判断し、監査役候補者といたしました。

候補者番号

4

すず き ひさ かず
鈴木久和

(1954年10月26日生)

新任

社外

独立役員



取締役会への出席状況	—
監査役会への出席状況	—
所有する当社株式の数	0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1977年4月	住友商事株式会社入社
2003年10月	同社文書総務部長
2008年8月	同社広報部長
2011年4月	住商情報システム株式会社常務執行役員
2011年10月	SCSK株式会社常務執行役員
2012年6月	同社代表取締役専務執行役員
2016年4月	同社代表取締役副社長執行役員
2019年10月	当社顧問 (現任)

社外監査役候補者とした理由

鈴木久和氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、企業経営、コンプライアンス、コーポレートガバナンスに関する豊富な知識と経験を有しています。また、SCSK株式会社においてIR・財務の分掌役員を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。これらを当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役候補者といたしました。当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。また、2019年10月より当社顧問として同氏から経営上のアドバイスを受けておりますが、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。

- (注) 1. 監査役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 三宅雄一郎、鈴木久和の両氏は社外監査役の候補者であります。
また、三宅雄一郎氏の当社における社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
3. 社外監査役との責任限定契約について
社外監査役候補者 三宅雄一郎氏につきましては、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が原案どおり選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。また、社外監査役候補者 鈴木久和氏が原案どおり選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等の額は2008年6月24日開催の定時株主総会において、年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の内枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

なお、取締役会は、本議案による報酬の導入にあたり、公正性及び透明性の確保に資するため事前に、半数以上が社外取締役・社外監査役で構成される指名報酬諮問委員会に諮問しております。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額90百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は5名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1)対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

- (2)対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3)当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4)当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5)上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6)上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7)本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当社における、社外取締役および社外監査役（以下総称して、「社外役員」という）の独立性の判断基準について、社外役員が以下のいずれかの者に該当する場合、一般株主との利益相反が生じるおそれがある、経営陣から著しいコントロールを受ける者、あるいは経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者とみなして、独立性なしと判断します。

1. 当社の大株主または大株主が法人である場合は、当該大株主の業務執行者
※大株主とは、議決権所有割合10%以上の株主をいいます。
※業務執行者とは、業務執行取締役だけでなく、執行役、執行役員および使用人も含みます。（以下、同様です。）
2. タダノグループを主要な取引先とする者またはその業務執行者
※タダノグループを主要な取引先とする者とは、直近の3事業年度のいずれかにおいて、その者の連結売上高の2%以上の支払をタダノグループから受けている者（法人・団体を含む）をいいます。
3. タダノグループの主要な取引先またはその業務執行者
※主要な取引先とは、直近の3事業年度のいずれかにおいて当該取引先に対する売上高が、タダノグループの連結売上高の2%以上を占めている取引先をいいます。
4. タダノグループから多額の寄付を受けている者（法人・団体等の場合は理事その他の業務執行者）
※多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超えることをいいます。
5. タダノグループから役員報酬以外に、多額の金銭その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等
※多額の金銭とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超えることをいいます。
6. 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族
 - (1) タダノグループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人
 - (2) 過去1年間において、タダノグループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人であった者
 - (3) 上記1. から5. に該当する者※重要な使用人とは、部長職以上の使用人をいいます。

注：タダノグループとは、当社およびその連結子会社をいいます。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

当期におけるわが国経済は、設備投資はほぼ横ばいで推移しましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、年度末にかけて輸出や個人消費が減少し、景気は急速に悪化しております。海外も、年明け以降の感染拡大の影響により景気は急速に悪化、加えて原油価格の下落や点在する地政学的リスクもあり、極めて厳しい状況にあります。

私どもの業界は、日本では、2020年夏に開催が予定されていた東京オリンピック・パラリンピックに向けた建設需要や復旧復興・防災減災・インフラ老朽化対策・民間建設投資等により稼働が堅調に推移し、需要は横ばいで推移しました。海外では、中東・豪州・アフリカは減少したものの、その他の地域は増加し、全体として需要は増加しました。

このような経営環境の中、当社グループは、国内外で引き続き新モデルを投入し、販売価格の維持とストックビジネスに注力しました。加えて、原価低減を推進しました。

また、長期目標である「LE(Lifting Equipment)世界 No.1」達成に向け、積極的な投資活動を行いました。

今後大きな成長が期待されるインド市場に対応するため、2018年12月に合併会社Tadano Escorts India Private Ltd.を設立しました。インド市場での当社製クレーンの販売拡大のみならず、インドからの輸出可能性も踏まえて、現地での設計・ものづくりによる競争力強化に取り組みました。

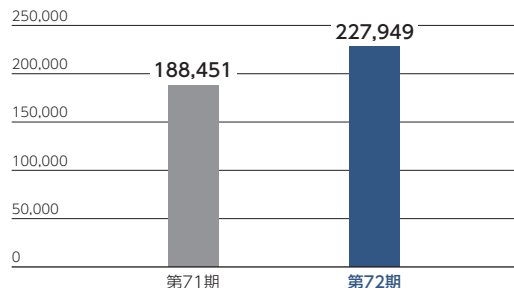
高松市内に建設中であった香西工場は、建設用クレーンの生産能力拡大とともに生産性の大幅な向上を目指して、2019年8月に稼働を開始しました。また、ブーム・シリンダ等の主要部品を海外生産拠点に供給します。

2019年2月、米国Terex社と、当社が所有するDemagブランドのクレーン事業（本拠地ドイツ）の株式取得等に関する契約を締結し、同年7月31日をもって買収を完了しました。同事業の買収により、オールテレーンクレーン事業の更なる拡充を図り、新たにクロークレーンを当社グループの製品ラインナップに加え、幅広いお客様ニーズに対応することが可能になります。現在、12の機能別クロスカンパニーチーム（CCT）を組成し、統合活動とベストプラクティスの実現に取り組んでおります。なお、当期の連結計算書類においては、同事業の貸借対照表（12月末）及び損益計算書（8～12月）を連結しております。

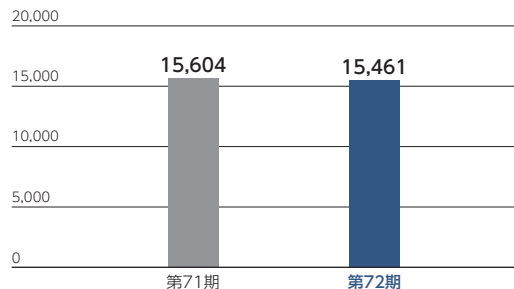
日本向け売上高は、建設用クレーン・車両搭載型クレーンが増加、高所作業車は横ばいで、1,045億2千7百万円（前期比107.7%）となりました。海外向け売上高は、すべての地域で増加し、1,234億2千1百万円（前期比135.1%）となりました。この結果、総売上高は過去最高の2,279億4千9百万円（前期比121.0%）、海外売上高比率は54.1%となりました。

売上増加の一方で、コストアップや製品構成の変化により売上原価率は悪化、また成長に向けた前向き投資や買収費用もあり販売費及び一般管理費は増加しました。営業利益は156億2千3百万円（前期比98.7%）、経常利益は154億6千1百万円（前期比99.1%）となりました。特別損失として24億1千6百万円の投資有価証券評価損を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は78億7千6百万円（前期比68.7%）となりました。

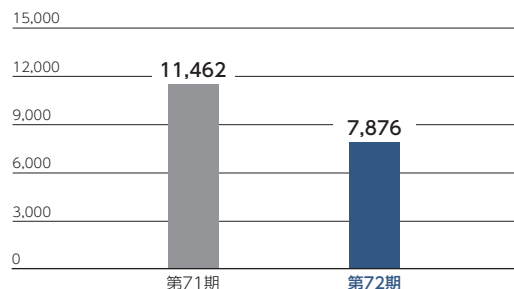
売上高 (百万円)



経常利益 (百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



さて、2018年1月19日に公表しました米国排ガス規制の緩和措置に関する自己申告については、現在、米国当局（環境保護庁・司法省）との協議が進行中です。協議の終了時期は見通せておりませんが、今後、開示が必要な事由が判明しましたら、適時適切に対応いたします。なお、現在は、最も厳しい規制に適合するエンジンを搭載した建設用クレーンのみを販売しており、北米での販売に影響は出ておりません。株主及び関係各位にご心配をおかけしますことをお詫び申し上げます。

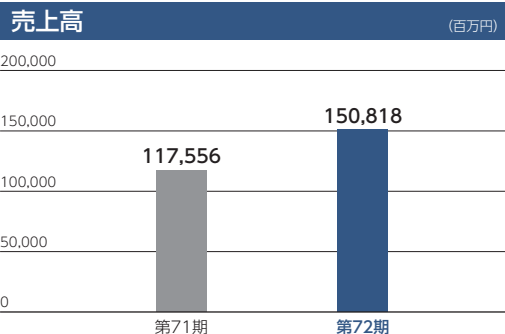
主要品目別の状況は次のとおりです。

■建設用クレーン

日本向け売上は、需要は横ばいの中、大型機種 of 拡販に取り組み、478億3千3百万円（前期比113.2%）となりました。

海外向け売上は、すべての地域で増加し、1,029億8千4百万円（前期比136.8%）となりました。

この結果、建設用クレーンの売上高は1,508億1千8百万円（前期比128.3%）となりました。

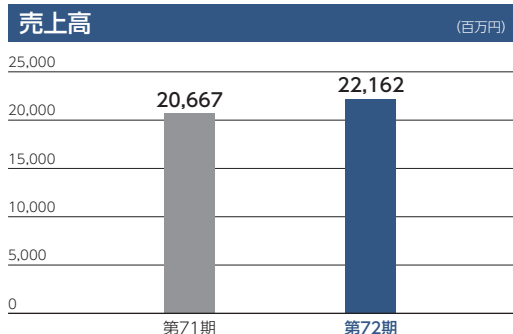


■車両搭載型クレーン

日本向け売上は、安全装置法制化と小型トラックの排ガス規制による駆け込み需要が年度前半で終息しましたが、拡販に注力し、202億9千2百万円（前期比108.8%）となりました。

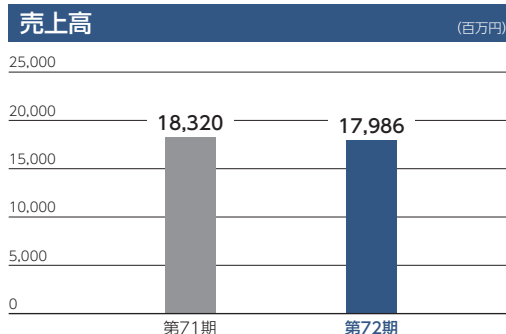
海外向け売上は、拡販に注力したものの、18億7千万円（前期比93.1%）となりました。

この結果、車両搭載型クレーンの売上高は221億6千2百万円（前期比107.2%）となりました。



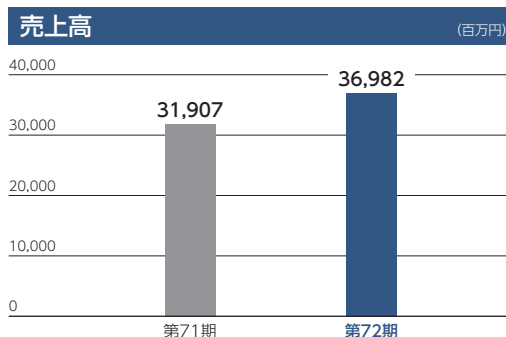
■高所作業車

高所作業車の売上高は、小型トラックの排ガス規制による駆け込み需要が年度前半で終息し、179億8千6百万円（前期比98.2%）となりました。



■その他

部品、修理、中古車等のその他の売上高は、369億8千2百万円（前期比115.9%）となりました。



今後の経済見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、大幅な減速が見込まれます。

このような環境の中、当社グループの海外拠点においては、3月下旬から工場閉鎖や時短勤務を余儀なくされております。また、今後は需要と供給の両面への影響が想定され、当社グループの販売だけでなく生産への影響が懸念されます。

当社グループは、2008年度以降、事業領域を「抗重力・空間作業機械＝Lifting Equipment (LE)」と定め、「LE世界No.1」・「海外売上比率80%」・「安定的高収益企業（平時の営業利益率20%）」の3つを長期目標としております。

世界の人口動態を考えれば、LE業界は長期的には成長産業であり、今後のポテンシャルは高いと考えております。しかしながら、短中期的には市場変動が激しい事業特性を有しています。

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、3年毎に中期経営計画を策定しております。「中期経営計画（17-19）」では、「中期経営計画（14-16）」に引き続き、「『強い会社』に」を基本方針に、「更なるグローバル化」・「耐性アップ」・「競争力強化」を重点テーマとして取り組みました。建設用クレーンの海外需要が2017年底打ちし、回復する中、大型新機種の世界投入やシェアアップにより、業績向上を図って参りました。日本や北米ではシェアアップしました。一方、中国メーカーの低価格攻勢と距離を置いたこともあり、中東とアジアでシェアが低下しました。

「中期経営計画（17-19）」については、海外売上高比率目標60%に対し、54.1%にとどまったものの、Demag事業買収により目標達成に向け道筋をつけることができました。また、ROS(売上高営業利益率)は6.9%、ROA（総資産営業利益率）は5.5%となり、目標のROS15.0%、ROA13.0%を下回りました。

また、2018年12月設立のインド合弁会社Tadano Escorts India、2019年8月稼働開始の香西工場、そして2019年7月買収完了のDemag事業を加えた欧州事業、これらの3つがそろったことにより、当社グループは、「LE世界No.1」に向けた一里塚である売上高3,000億円を目指し、突破できるだけの「材料」は集まりました。それらをどう「料理」するかが目の前の大きな課題となります。

2020年度をスタートとする「中期経営計画（20-22）」は「誇れる企業を目指して（赤い矢印に集中）」を基本方針として、4つの重点テーマ実現のために、8つの戦略に取り組んで参ります。

- ・「誇れる企業」とは、「強靱な企業であること」、「進化し続ける企業であること」、「顧客と社会のお役に立てる企業であること」、「世の中から支持される企業であること」そして、「社員が誇りを持てる企業であること」この5つを満たす企業です。
- ・当社グループでは、「市場：需要・為替（＝青い矢印）」というコントロールできない環境の中で、事業に対する「自助努力（＝赤い矢印）」に集中し、これに「投資（＝黄色い矢印）」の成果を加えたものが、「業績（＝黒い矢印）」と位置付けております。「中期経営計画（20-22）」では、「誇れる企業」になるために「赤い矢印」に集中することを基本方針としたものです。

- ・ 4つの重点テーマ
 - ①グループシナジー最大化（+TDG）
 - ②耐性アップ
 - ③競争力強化
 - ④ESG・SDGs推進
- ・ 8つの戦略
 - ①市場ポジションアップ
 - ②四拍子強化
 - ③グローバル&フレキシブルものづくりへの取り組み
 - ④ライフサイクル価値の向上
 - ⑤新技術取り組みとソリューションビジネス展開
 - ⑥収益力回復・資産効率改善
 - ⑦グループ&グローバル経営基盤の強化
 - ⑧人財活用

私たちタダノグループは、「企業が社会や人との調和の中に生かされている存在」との認識のもと、地域社会・国際社会発展への貢献と地球環境の保全に役立つ事業活動を推進し、全てのステークホルダーの期待に応え、企業価値を最大化することで、「世界に、そして未来に誇れる企業」を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資は、129億2百万円となりました。主なものは、香西工場建設に伴う設備投資75億3千7百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当期の主な資金調達は、Demag事業買収資金等のため、ブリッジローンとして356億円を調達いたしました。また、ブリッジローンの返済資金に充当することを目的として第6回（7年債 150億円）及び第7回（10年債 150億円）の国内無担保社債を合計で300億円発行いたしました。

(4) 重要な組織再編等の状況

当社は、大型のオールテレーンクレーンやクローラクレーンで世界有数のブランドとして定評のあるTerex社のグループブランドの一つであるDemag事業について、2019年7月31日をもって株式取得及び事業譲受を含む同事業の買収を完了いたしました。（Terex Cranes Germany GmbH 他計8社の株式取得及び計11社の事業譲受。）

取得価額は約215百万米ドル（日本円で約236億円）となります。取得価額は事業価値評価金額であり、クローキング時点の純有利子負債及び運転資金等の価格調整を行う予定です。また、円貨額は1米ドル110円で換算しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第69期 (2017年3月期)	第70期 (2018年3月期)	第71期 (2019年3月期)	第72期(当期) (2020年3月期)
売 上 高	179,676百万円	173,703百万円	188,451百万円	227,949百万円
営 業 利 益	18,484百万円	15,511百万円	15,835百万円	15,623百万円
経 常 利 益	18,490百万円	14,907百万円	15,604百万円	15,461百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	11,881百万円	9,391百万円	11,462百万円	7,876百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	93.83円	74.16円	90.52円	62.20円
純 資 産	142,549百万円	150,044百万円	155,025百万円	159,609百万円
総 資 産	229,737百万円	245,501百万円	255,793百万円	312,047百万円
連 結 子 会 社 数	30社	31社	31社	39社

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、建機事業（建設用クレーン、車両搭載型クレーン及び高所作業車等の製造販売）を営んでおります。

区 分	主 な 製 品
建設用クレーン	オールテレーンクレーン、ラフテレーンクレーン、クローラクレーン、トラッククレーン、軌陸車
車両搭載型クレーン	カーゴクレーン、車両運搬車、軌陸車
高所作業車	高所作業車、穴掘建柱車、高架道路・橋梁点検車、軌陸車、照明車
その他	部品、修理、中古車、リフター等

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
タダノ・ファウン GmbH	45,274 千ユーロ	100.0%	建設用クレーン等の製造・販売
タダノ・デマーグ GmbH	20,000 千ユーロ	100.0%	建設用クレーン等の製造・販売
タダノ・アメリカ Corp.	2,500 千米ドル	(100.0%)	建設用クレーン等の販売
株式会社タダノアイレック	180百万円	100.0%	建設用クレーン等の部品の製造
株式会社タダノアイメス	60百万円	100.0%	建設用クレーン等の販売

(注) タダノ・アメリカCorp.の当社の出資比率は、間接所有の割合を表示しております。

(8) 主要な提携の状況

会社名	相手先	国名	提携内容
株式会社タダノ	コベルコ建機株式会社	日本	ラフテレーンクレーンの完成車・キャリア部の生産受託及びクレーン部の部品の共通化・共同購買

(9) 主要な営業所及び工場等

区分	名称及び所在地	
当 社	本 社 等	本社：香川県高松市、東京事務所：東京都墨田区
	工 場	高松工場：香川県高松市、志度工場：香川県さぬき市、香西工場：香川県高松市、多度津工場：香川県多度津町、千葉工場：千葉県千葉市
	研究所・試験場	技術研究所：香川県高松市 三本松試験場：香川県東かがわ市
	支 店 等	北海道支店：北海道札幌市、東北支店：宮城県仙台市、北陸支店：富山県富山市、関東支店：埼玉県上尾市、東京支店：東京都墨田区、中部支店：愛知県一宮市、関西支店：大阪府堺市、四国支店：香川県高松市、中国支店：広島県坂町、九州支店：福岡県大野城市 北京事務所：中国・北京市 中東事務所：アラブ首長国連邦・ドバイ市 モスクワ事務所：ロシア・モスクワ市 バンコク事務所：タイ王国・バンコク市
重要な子会社	タダノ・ファウン GmbH：ドイツ・バイエルン州（本社及び工場） タダノ・デマージ GmbH：ドイツ・ラインラント＝プファルツ州（本社及び工場） タダノ・アメリカ Corp.：米国・テキサス州（本社） 株式会社タダノアイレック：香川県多度津町（本社及び工場） 株式会社タダノアイメス：東京都墨田区（本社）	

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分		従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
日 本		2,271 名	+30 名
欧 州		2,266	+1,524
米 州		277	+30
そ の 他		270	+95
合 計		5,084	+1,679

- (注) 1. 従業員数は、就業人員を記載しております。
 2. 従業員数増加の主な理由は、2019年7月31日をもってDemag事業の買収を完了したことによるものです。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,438名	+10名	42.1歳	16.9年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員を記載しております。
 2. 従業員数には、嘱託104名を含み、出向者142名は含んでおりません。

(11) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高		
	短 期 借 入 金	長 期 借 入 金	合 計
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,305 百万円	2,912 百万円	7,217 百万円
MUFG Bank (Europe) N.V.	3,798	612	4,411
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	—	1,960	1,960

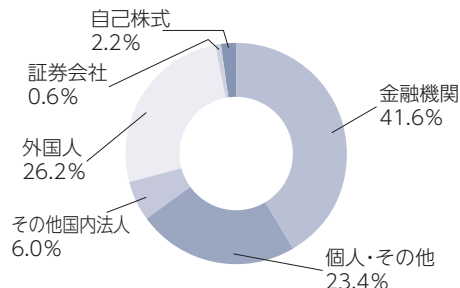
- (注) 借入金総額19,588百万円の10%以上の借入先を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 129,500,355株
(自己株式2,870,486株含む)
- (3) 株主数 9,231名
- (4) 大株主

(ご参考)

所有者別株式分布状況



株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	11,332 千株	8.9 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	6,370	5.0
日本生命保険相互会社	6,301	4.9
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	5,316	4.1
株式会社みずほ銀行	5,246	4.1
株式会社百十四銀行	5,171	4.0
明治安田生命保険相互会社	4,011	3.1
株式会社三菱UFJ銀行	3,367	2.6
第一生命保険株式会社	3,212	2.5
タダノ取引先持株会	3,046	2.4

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数は、全て当該各社の信託業務に係る株式であります。
 3. 明治安田生命保険相互会社の持株数には、特別勘定口11千株を含んでおります。
 4. 第一生命保険株式会社の持株数には、特別勘定口4千株を含んでおります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	多 田 野 宏 一	技術研究部門統括 一般財団法人多田野奨学会理事長
代表取締役副社長	鈴 木 正	CS部門・国内営業部門・海外事業部門・欧州事業部門・中古車事業部門統括、営業統括部門担当
取締役・執行役員専務	奥 山 環	SVE推進部門・インド事業部門統括、開発部門担当
取締役・執行役員専務	氏 家 俊 明	企画管理部門・ICT部門統括
取締役・執行役員常務	西 陽 一 朗	購買部門・品質安全部門・タイ事業部門・中国事業部門統括、生産部門担当
取 締 役	吉 田 康 之	飯野海運株式会社社外取締役
取 締 役	野 口 由 典	
常 勤 監 査 役	児 玉 義 人	
常 勤 監 査 役	北 村 明 彦	
常 勤 監 査 役	井 之 川 和 司	
監 査 役	三 宅 雄 一 郎	弁護士（三宅法律事務所代表）、山洋電気株式会社社外取締役、新電元工業株式会社社外監査役、旭有機材株式会社社外取締役

- (注) 1. 当期中の取締役の異動
 就任 2019年6月25日開催の第71回定時株主総会において、氏家俊明、野口由典の両氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
 退任 2019年5月18日付をもって、伊藤伸彦氏は逝去され取締役を退任いたしました。
2. 取締役のうち吉田康之、野口由典の両氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役のうち井之川和司、三宅雄一郎の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役 児玉義人氏は、当社企画管理部門担当執行役員常務を経験し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 北村明彦氏は、当社企画管理部門担当執行役員を経験し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、監査役 三宅雄一郎氏の重要な兼職先である三宅法律事務所に所属する、同氏以外の弁護士より法律上のアドバイスを受けていますが、開示すべき特別な関係はありません。また、山洋電気株式会社、新電元工業株式会社及び旭有機材株式会社と当社との間にも特別な関係はありません。

[ご参考]2020年4月1日現在の取締役及び執行役員・技監の担当・委嘱業務は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担当・委嘱業務
代表取締役社長	多 田 野 宏 一	技術研究部門統括
代表取締役副社長	鈴 木 正	CS部門・国内営業部門・海外営業部門・欧州事業部門・米州事業部門・中古車事業部門統括、営業統括部門担当
取締役・執行役員専務	奥 山 環	SVE推進部門・インド事業部門統括、開発部門担当
取締役・執行役員専務	氏 家 俊 明	企画管理部門・グローバル事業推進部門統括
取締役・執行役員常務	西 陽 一 朗	購買部門・品質安全部門・タイ事業部門・中国事業部門統括、生産部門担当
取 締 役	吉 田 康 之	
取 締 役	野 口 由 典	
執 行 役 員 常 務	飯 村 慎 一	海外営業部門・米州事業部門・中古車事業部門・タイ事業部門担当、営業統括部門担当補佐
執 行 役 員 常 務	高 梨 利 幸	国内営業部門担当、営業統括部門担当補佐、国内営業企画部長
執 行 役 員 常 務	澤 田 憲 一	欧州事業部門担当
執 行 役 員	程 箭	中国事業部門担当、中国総代表
執 行 役 員	インゴ・シラー	米州事業部門米州市場担当、タダノ・アメリカCorp.取締役社長
執 行 役 員	イェンス・エネン	欧州事業部門担当補佐、タダノ・デマーグGmbH取締役社長、タダノ・ファウンGmbH取締役社長
執 行 役 員	川 本 親	SVE推進部門担当、開発部門担当補佐、株式会社タダノエンジニアリング取締役社長
執 行 役 員	藤 野 博 之	品質安全部門担当
執 行 役 員	高 木 啓 行	購買部門担当
執 行 役 員	多 田 野 有 司	技術研究部門担当
執 行 役 員	池 浦 雅 彦	国内営業部門担当補佐、国内営業企画部部長
執 行 役 員	林 宏 三	海外営業部門東南アジア市場担当、タダノ・アジアPte. Ltd.取締役社長
執 行 役 員	徳 田 裕 司	CS部門担当
執 行 役 員	五 味 幸 雄	欧州事業部門担当補佐、タダノ・デマーグGmbH取締役副社長
執 行 役 員	官 野 耕 一	海外営業部門戦略市場・インド事業部門担当
執 行 役 員	合 田 洋 之	開発部門担当補佐、開発企画部長
執 行 役 員	森 田 士 朗	グローバル事業推進部門担当、グローバル事業推進部長
執 行 役 員	吉 田 耕 三	企画管理部門担当、コンプライアンス担当
執 行 役 員	小 滝 哲	欧州事業部門担当補佐
技 監	世 俵 秀 樹	LE技術部長
技 監	大 西 和 弘	品質安全部長

(注) 優れた専門性を持ち、多大な貢献が認められ、当社の技術分野を強く牽引できる人財について、執行役員に次ぐ職位として「技監」職を設置しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報 酬 等 の 額
取 締 役	8名	360百万円（うち社外取締役3名 26百万円）
監 査 役	4名	59百万円（うち社外監査役2名 25百万円）

(注) 使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与含む）は支払っておりません。

② 取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針

当社は取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関しては、定款の定めに従い、株主総会の決議によって定められております。なお、2008年6月24日開催の第60回定時株主総会決議により取締役の報酬限度額は年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）、監査役の報酬額は年額100百万円以内（うち社外監査役分は年額40百万円以内）となっております。

具体的な取締役及び監査役の報酬の算定につきましては、取締役については役位別月額報酬額に、それぞれの業績等を勘案のうえ算定し、監査役については監査役会にて決定した基準に従い算定しております。

(3) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 当期における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
取締役	吉田 康之	21回中21回 (100%)	—	シンクタンクで培った豊富な知識・経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。
取締役	野口 由典	16回中16回 (100%)	—	企業経営に関する豊富な知識・経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。
監査役	井之川 和司	21回中21回 (100%)	14回中14回 (100%)	コンプライアンスに関する豊富な知識・経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。
監査役	三宅 雄一郎	21回中21回 (100%)	14回中13回 (92%)	弁護士としての専門的見地から、適宜発言をしております。

(注) 取締役 野口由典氏は、2019年6月25日開催の第71回定時株主総会において選任され就任いたしましたので、2019年6月25日以降に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び社外監査役につきましては、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期中に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人の報酬等の内容	支払額
① 当社が公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等	109百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	120百万円

- (注) 1. 監査役会は、当該事業年度の監査計画における監査日数等から見積もられた報酬額につき、過年度実績の評価も踏まえ算定根拠等について確認し、その内容は妥当であると全員一致で判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 会計監査人との契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 重要な子会社のうち、タダノ・ファウンGmbHは、デロイト トウシュGmbH、タダノ・デマーグ GmbHはプライスウォーターハウスクーパーズGmbH、タダノ・アメリカCorp.は、デロイト トウシュLLPの監査を受けております。

(3) 非監査人業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外のアドバイザー業務等について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(備考) 本事業報告中に記載の表示単位の金額及び株式数並びに持株比率は、数値未満を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)	科 目	当 期	前 期(ご参考)
	2020年3月31日現在	2019年3月31日現在		2020年3月31日現在	2019年3月31日現在
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産	229,982	186,156	流 動 負 債	78,009	71,306
現金及び預金	57,075	65,952	支払手形及び買掛金	34,370	32,877
受取手形及び売掛金	59,690	46,699	電子記録債務	6,374	8,914
電子記録債権	4,035	4,137	短期借入金	9,737	10,638
商品及び製品	46,746	28,358	リース債務	1,022	222
仕掛品	32,430	20,400	未払金	9,371	6,349
原材料及び貯蔵品	18,279	13,997	未払法人税等	2,068	3,826
その他	12,194	6,746	製品保証引当金	4,325	1,719
貸倒引当金	△470	△136	未経過割賦販売利益	111	41
固 定 資 産	82,064	69,637	その他	10,627	6,714
有形固定資産	66,417	52,597	固 定 負 債	74,427	29,461
建物及び構築物	24,202	11,964	社債	40,000	10,000
機械装置及び運搬具	9,465	2,925	長期借入金	9,850	8,920
土地	24,943	23,056	リース債務	2,459	383
リース資産	1,197	558	繰延税金負債	87	91
建設仮勘定	2,676	12,528	再評価に係る繰延税金負債	2,109	2,109
その他	3,931	1,563	退職給付に係る負債	16,722	7,317
無形固定資産	1,705	1,703	その他	3,199	639
投資その他の資産	13,942	15,336	負債合計	152,437	100,768
投資有価証券	5,994	7,675	純 資 産 の 部		
繰延税金資産	6,871	7,036	株 主 資 本	160,468	156,011
その他	1,409	1,618	資本金	13,021	13,021
貸倒引当金	△333	△994	資本剰余金	16,853	16,853
資産合計	312,047	255,793	利益剰余金	133,234	128,776
			自己株式	△2,641	△2,640
			その他の包括利益累計額	△1,836	△2,035
			その他有価証券評価差額金	△210	△609
			繰延ヘッジ損益	—	△0
			土地再評価差額金	1,270	1,270
			為替換算調整勘定	△2,523	△2,139
			退職給付に係る調整累計額	△374	△556
			非支配株主持分	977	1,049
			純資産合計	159,609	155,025
			負債純資産合計	312,047	255,793

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)
	2019年4月1日から2020年3月31日まで	2018年4月1日から2019年3月31日まで
売 上 高	227,949	188,451
売 上 原 価	170,764	137,579
割賦販売利益繰延前売上総利益	57,185	50,872
未経過割賦販売利益戻入	39	156
未経過割賦販売利益繰入	109	39
売 上 総 利 益	57,116	50,989
販売費及び一般管理費	41,493	35,153
営 業 利 益	15,623	15,835
営 業 外 収 益	1,198	537
受取利息	103	86
受取配当金	126	167
助成金収入	700	—
雑収益	267	283
営 業 外 費 用	1,360	768
支払利息	496	370
社債発行費	167	—
為替差損	351	269
雑損失	344	128
経 常 利 益	15,461	15,604
特 別 利 益	511	700
固定資産売却益	23	12
投資有価証券売却益	1	688
負ののれん発生益	487	—
特 別 損 失	2,468	86
固定資産除売却損	52	42
減損損失	—	44
投資有価証券評価損	2,416	—
税金等調整前当期純利益	13,504	16,218
法人税、住民税及び事業税	5,160	4,761
法人税等調整額	545	△32
当期純利益	7,799	11,490
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△77	27
親会社株主に帰属する当期純利益	7,876	11,462

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)	科 目	当 期	前 期(ご参考)
	2020年3月31日現在	2019年3月31日現在		2020年3月31日現在	2019年3月31日現在
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産	132,883	146,000	流 動 負 債	54,034	65,012
現金及び預金	34,524	50,375	支払手形	2,779	2,950
受取手形	9,348	9,256	電子記録債務	6,374	8,914
電子記録債権	3,874	4,046	買掛金	23,452	29,436
売掛金	36,588	40,472	短期借入金	10,659	9,740
商品及び製品	18,878	17,270	一年内に返済すべき長期借入金	950	1,760
仕掛品	8,768	6,956	リース債務	342	201
原材料及び貯蔵品	6,097	5,834	未払金	4,766	5,395
未収入金	4,920	2,209	未払費用	1,489	1,573
その他	9,949	9,654	未払法人税等	1,199	3,233
貸倒引当金	△66	△76	未払消費税等	-	8
固 定 資 産	118,789	80,102	製品保証引当金	967	876
有形固定資産	50,378	41,607	未経過割賦販売利益	111	41
建物	18,227	7,052	その他	941	878
構築物	2,127	1,154	固 定 負 債	57,339	25,953
機械及び装置	6,089	1,819	社債	40,000	10,000
車両運搬具	132	104	長期借入金	8,460	7,650
工具器具及び備品	761	407	リース債務	749	333
土地	19,536	18,452	再評価に係る繰延税金負債	2,109	2,109
リース資産	1,081	500	退職給付引当金	5,427	5,268
建設仮勘定	2,422	12,116	長期未払金	38	54
無形固定資産	837	710	その他	554	538
特許権等	258	208	負債合計	111,374	90,966
借地権	29	29	純 資 産 の 部		
ソフトウェア	120	117	株 主 資 本	139,238	134,474
その他	428	355	資本金	13,021	13,021
投資その他の資産	67,573	37,784	資本剰余金	16,956	16,956
投資有価証券	5,942	7,623	資本準備金	16,913	16,913
関係会社株式	15,731	13,282	その他資本剰余金	43	43
出資金	0	0	利益剰余金	111,900	107,136
関係会社出資金	40,810	11,434	利益準備金	2,409	2,409
長期滞留営業債権	283	425	その他利益剰余金	109,491	104,727
長期前払費用	64	-	固定資産圧縮積立金	1,255	784
繰延税金資産	4,618	5,026	別途積立金	27,060	27,060
その他	407	406	繰越利益剰余金	81,175	76,883
貸倒引当金	△284	△416	自己株式	△2,641	△2,640
資産合計	251,673	226,102	評価・換算差額等	1,060	661
			その他有価証券評価差額金	△210	△609
			繰延ヘッジ損益	-	△0
			土地再評価差額金	1,270	1,270
			純資産合計	140,299	135,136
			負債純資産合計	251,673	226,102

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)
	2019年4月1日から2020年3月31日まで	2018年4月1日から2019年3月31日まで
売 上 高	153,765	144,825
売 上 原 価	110,449	104,391
割賦販売利益繰延前売上総利益	43,315	40,434
未経過割賦販売利益戻入	39	156
未経過割賦販売利益繰入	109	39
売 上 総 利 益	43,246	40,551
販売費及び一般管理費	28,380	25,920
営 業 利 益	14,866	14,630
営 業 外 収 益	1,840	1,670
受取利息	113	73
受取配当金	835	1,411
助成金収入	700	—
雑収益	191	185
営 業 外 費 用	1,099	477
支払利息	206	156
社債利息	125	96
為替差損	336	135
社債発行費	167	—
雑損失	263	88
経 常 利 益	15,608	15,824
特 別 利 益	14	694
固定資産売却益	13	5
投資有価証券売却益	1	688
特 別 損 失	3,847	96
固定資産除売却損	17	9
投資有価証券評価損	2,416	—
関係会社株式評価損	1,414	87
税引前当期純利益	11,775	16,421
法人税、住民税及び事業税	3,352	4,460
法人税等調整額	239	△363
当 期 純 利 益	8,182	12,324

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社 タダノ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中田 明	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 久保 誉一	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田中 賢治	㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タダノの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タダノ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項「連結貸借対照表に関する注記 3.偶発債務」に記載されているとおり、厳格化する米国のディーゼルエンジン排ガス規制に製造業者が柔軟に対応できるように設けられた規制の段階的緩和措置に対して、会社グループとしてその要請の一部を満たしていない可能性があることが判明し、米国子会社2社が米国環境保護庁へその旨を自己申告した。現在、米国当局（環境保護庁・司法省）との協議が進行中で、協議の終了時期は見通せていない。当事実が今後の会社グループの財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるが、現時点ではその影響額を合理的に見積ることは困難であるため、連結計算書類には反映していない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社 タダノ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中田 明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久保 誉一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田中 賢治 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タダノの2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項「貸借対照表に関する注記 4.偶発債務」に記載されているとおり、厳格化する米国のディーゼルエンジン排ガス規制に製造業者が柔軟に対応できるよう設けられた規制の段階的緩和措置に対して、会社グループとしてその要請の一部を満たしていない可能性があることが判明し、米国子会社2社が米国環境保護庁へその旨を自己申告した。現在、米国当局（環境保護庁・司法省）との協議が進行中で、協議の終了時期は見通せていない。当事実が今後の会社の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるが、現時点ではその影響額を合理的に見積ることは困難であるため、計算書類等には反映していない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤ なお、事業報告に記載の、米国排ガス規制の緩和措置に関する自己申告についての対応は、監査役会として引き続き監視・検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

株式会社 タダノ 監査役会

常勤監査役	児 玉 義 人	Ⓔ
常勤監査役	北 村 明 彦	Ⓔ
常勤監査役	井 之 川 和 司	Ⓔ
監 査 役	三 宅 雄 一 郎	Ⓔ

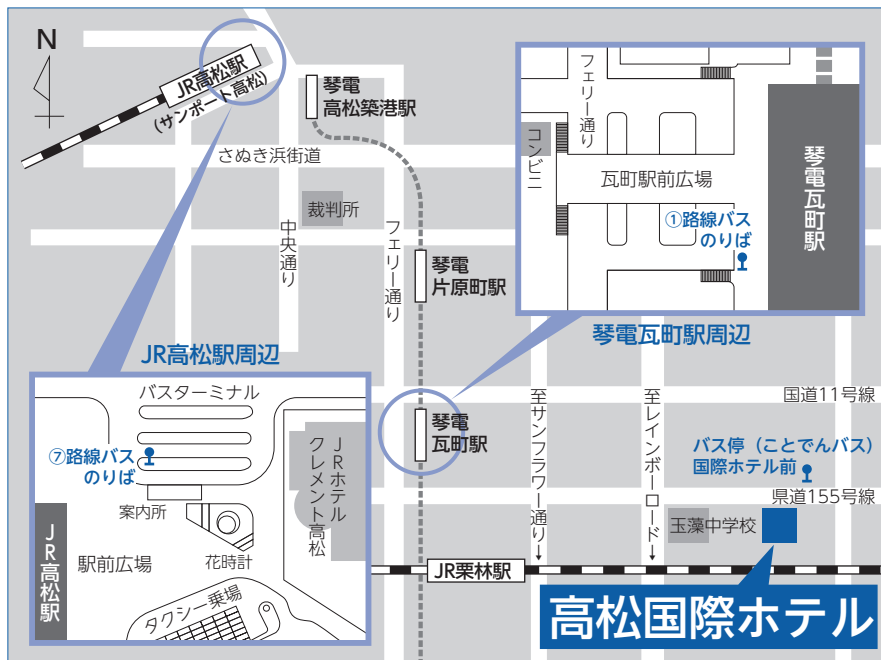
(注) 常勤監査役 井之川和司、監査役 三宅雄一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

メモ欄

第72回定時株主総会会場ご案内図

会場：香川県高松市木太町2191番地1
高松国際ホテル 新館2階 瀬戸の間



ご参考 (交通手段)

●ことのでん路線バス

(庵治線 / 大学病院線 国際ホテル前下車)

JR高松駅前⑦のりば	発車時刻	午前 8 時46分	午前 8 時54分
琴電瓦町駅①のりば	発車時刻	午前 8 時57分	午前 9 時 6分

●タクシー

JR高松駅から15分 琴電瓦町駅から10分

●高松国際ホテルには、駐車場もございます。



TADANO

株式会社 タダノ

香川県高松市新田町甲34番地

<https://www.tadano.co.jp/>

